

## 厚生労働大臣の定める掲示事項（令和 8 年 3 月 1 日現在）

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### 2. 入院基本料について

当院は、療養病棟入院基本料（療養病棟入院料 1）の届け出を行っています。当院の病棟では、1 日に 12 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と 12 人以上の看護補助者が勤務しています。

朝 8 時 30 分～夕方 17 時 30 分まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。

夕方 17 時 30 分～朝 8 時 30 分まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 27 人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 40 人以内です。

### 3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

### 4. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

## 厚生労働大臣の定める揭示事項（令和8年3月1日現在）

尚、明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算窓口にてその旨お申し出ください。

### 5. 当院は関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

#### (1) 入院時食事療養費

入院時食事療養費（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出をおこなっております。当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しております。

#### 入院時食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額

令和7年4月

		食事療養標準負担額	生活療養標準負担額 療養病棟に入院する65歳以上					
			医療の必要性 の低い方		医療の必要性 の高い方		指定難病等	
			食費 (1食あたり)	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)	食費 (1食あたり)
課税世帯	一般	510円 (指定難病等) 300円	510円	370円	510円	370円	300円	370円
低所得者II	90日までの 入院	240円	240円	370円	240円	370円	240円	370円
	90日を超え る入院	190円			190円		190円	
低所得者I		110円	140円	370円	110円	370円	110円	370円

#### (2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・療養病棟入院基本料 1
- ・診療録管理体制加算 3
- ・療養病棟療養環境加算 2
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・データ提出加算
- ・入院時食事療養（I）

## 厚生労働大臣の定める掲示事項（令和 8 年 3 月 1 日現在）

### (3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・検体検査管理加算（Ⅰ）
- ・人工腎臓
- ・検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・導入期加算 1
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・コンタクトレンズ検査料 1
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・薬剤管理指導料
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・胃瘻造設術
- ・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ・歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅲ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・入院ベースアップ評価料 24
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・酸素単価

## 6. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）・医薬品の安定供給について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組むと共に、医薬品の安定供給に取り組んでおります。後発医薬品については、有効かつ安全な製品の採用に努めておりますが、医薬品の供給不足等が発生する場合があります。その場合には、治療計画等の見直しを行う等、適切な対応ができる体制を整備しております。

尚、状況によっては、患者様へ投与する薬剤を変更する可能性があります。その際には、担当医よりご説明いたします。変更にあたって、ご不明な点やご心配な事がありましたら、当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどお願いいたします。

## 7. 一般名処方箋の記載について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方※」を行う場合があります。一般名処

## 厚生労働大臣の定める掲示事項（令和8年3月1日現在）

方によって、特定の薬剤が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点等がありましたら、当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどお願いいたします。

※一般名処方とは

「一般名」とは、医薬品の商品名ではなく、その医薬品の中に含まれている有効成分名のことを言います。「一般名処方」は、有効成分名を処方箋に記載することで、供給不足の医薬品であっても、有効成分が同じ医薬品を選択する事が可能であるため、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

後発品のある先発品(長期収載品)について、患者様自らが長期収載品を選択した場合に、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」として自己負担していただくこととなります

### 8. コンタクトレンズ検査料1について

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に始めて受診した方は初診料 291 点を、過去に当院でコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料 75 点を算定します。コンタクトレンズの装用を目的に眼科的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。ご不明な点はご相談ください。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名

渡邊 朗	眼科診療経験	35 年
渡邊 友之	眼科診療経験	19 年
高橋 寧子	眼科診療経験	39 年
山崎 眞理	眼科診療経験	4 年

### 9. 下肢末梢動脈疾患指導管理加算について

当院では、慢性維持透析を実施している患者様に対し、下肢末梢動脈疾患に関する検査をおこなっております。検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合は、その旨をご説明し同意をいただいた上で連携医療機関へ紹介させていただいております。（連携医療機関：水戸済生会総合病院）

## 厚生労働大臣の定める掲示事項（令和8年3月1日現在）

### 10.保険外負担に関する事項について

当院では、下記の項目について、実費のご負担をお願いしております。  
（税込）

項目（費用負担の名称）	単位	金額（円）	
入院証明書（生命保険等）	1通	7,700	
年金診断書	1通	5,500	
死亡診断書	1通	11,000	
死亡診断書（2通目以降）	1通	3,300	
死体検案書	1通	11,000	
死後処置料	1式	16,500	
健康診断書	診療報酬点数に準ずる		
診療録開示基本手数料	1回	3,168	
診療録複写料	1枚	66	
医師の説明	30分につき	5,995	
予防接種	おたふくかぜ	1回	7,953
	水痘	1回	10,032
	高齢者肺炎球菌	1回	9,163
	A型肝炎	1回	8,250
	B型肝炎	1回	7,062
	狂犬病	1回	14,300
	インフルエンザ	1回	4,000
診察券（再発行手数料）	1枚	200	
C D-R O M	1枚	220	
三角巾	1枚	420	
マスク	1枚	50	
モイスポリア	1個	900	
エニマクリン	1枚	1,850	
検査・手術用パンツ（男性用）	1枚	88	
検査・手術用パンツ（女性用）	1枚	77	
T字帯	1枚	231	
腹帯	1枚	770	
カミバン	1個	77	
ティッシュ	1箱	110	
イヤホン	1個	165	
洗濯代	1回	330	

## 厚生労働大臣の定める揭示事項（令和8年3月1日現在）

### 11. 患者様の個人情報保護に対する当院の取り組みについて

当院では、患者様の個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでおります。尚、疑問などがございましたら、担当窓口にお問い合わせください。

#### 当院における個人情報の利用目的

##### ○院内での利用

- 1) 患者様に提供する医療サービス
- 2) 医療保険事務
- 3) 入退院等の病棟管理
- 4) 会計・経理
- 5) 医療事故等の報告
- 6) 当該患者様への医療サービスの向上
- 7) 院内医療実習への協力
- 8) 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
- 9) その他、患者様に係る管理運営業務

##### ○院外への情報提供としての利用

- 1) 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- 2) 他の医療機関等からの照会への回答
- 3) 患者様の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 4) 検体検査業務等の業務委託
- 5) ご家族等への病状説明
- 6) 保険事務の委託
- 7) 審査支払機関へのレセプトの提出
- 8) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 9) 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
- 10) 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- 11) その他、患者様への医療保険事務に関する利用

##### ○その他の利用

- 1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2) 外部監査機関への情報提供

## 厚生労働大臣の定める揭示事項（令和8年3月1日現在）

- ①上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出下さい。
- ②お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- ③これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。